

## 2017年度教員評価の概要

2017年12月22日

東京大学大学院法学政治学研究科長

岩村正彦

### I はじめに

大学院法学政治学研究科・法学部(以下、「当研究科」という)では早い時期から教員の自己規律を維持強化することと外部からの評価に自らを晒すこととに努めてきた。1971年9月に「東京大学法学部 研究・教育年報」を創刊し、以後隔年でこの年報を刊行してきている。創刊号の冒頭に記された当時の伊藤正己学部長の「『法学部研究・教育年報』の発刊にあたって」は、つぎのように記している(抜粋)。

「大学の構成員、とくに研究、教育、管理に直接の責任を負う教授会のメンバーには、自治に伴うきびしい責任に裏づけられた自己規律が要求されるし、また外部からの批判にも謙虚に耳を傾ける姿勢が必要である。(中略) 本年報は、学部およびそのスタッフの活動状況を学部の内外に明らかにすることにより、学問的な相互協力を容易にし、また業績の公開を通じて、スタッフの自省を図ると同時に、外部からの批判のための素材を提供することを、その主要な目的としている。」

こうした目的を持った研究・教育年報の刊行を通して、当研究科は長年にわたって自らを律し、その活動と成果を外部に公開してきており、この営みは高く評価されていると自負している。

他方で、東京大学は各部局に対して教員を対象に定期的な評価および採用・昇任時などでの評価を行うことを求めるに至った。当研究科が従来行ってきた研究・教育年報の刊行による教員の自己規律と教員および研究科の活動の外部への公表は、必ずしもこの要請に応えるものとはなっていない。そこで、これまでの教員の自己点検・自己評価という考え方を維持しつつも、これに加えて、今般当研究科による教員の定期的評価を実施することとした。

## II 定期的評価の方法

教員の定期的評価を行うといっても、それは決して容易ではない。研究をとってみても、教員それぞれの専門によって、研究方法、使用する資料、取り組んでいるテーマの広さや深さ等がときとして大きく異なる。そのため研究の成果物が出るまでの労力や時間に相当の開きがある。また、研究の成果物の発表方針(論文か、単行書の刊行か、学会・研究会等での報告等を重視するかなど)も同じではない。こうした差違を捨象して画一的な基準で評価を行うことは適切ではない。

そこで、当研究科では慎重に議論を重ね、教員の定期的評価は、以下の内容と手順で行うこととした。

- (1) 全学の方針に沿い、評価項目は、教育活動、研究活動、学内における管理運営業務、学外での学界および社会への貢献の4項目とする。
- (2) 評価を担当する組織として評価委員会を設ける。この委員会は、評議員、副研究科長、総合法政専攻長、法曹養成専攻長のほか、民刑事法、公法、基礎法学、政治の各領域から必ず委員が含まれるようにメンバーを構成する。今回は、7名で評価委員会を構成した(研究科長はオブザーバー)。
- (3) 各評価対象教員は、評価委員会が定めた書式に従い、評価対象である年度における(1)に掲げた4項目についての自己評価報告書を作成し、評価委員会に提出する。
- (4) 評価委員会は、委員が分担して、提出された自己評価報告書および評価対象年度の各教員の担当授業の授業アンケート結果を資料として検討し、各教員の第1次評価案を作成する。評価は、上述したその難しさを勘案して、
  - 期待される水準を上回る
  - 期待される水準にある
  - 期待される水準に一步及ばないの3段階で行うこととした。なお、このほかに、期限までに自己評価報告書が提出されなかったために評価を行えないときには、「必要な資料が提出されていない」との表記を行うこととしている。
- (5) 評価委員会は、第1次評価案を当該各教員に提示し、意見を聴取する。それを踏まえて各委員が担当する教員についての第1次評価を確定する。
- (6) 評価委員会は、全体で第1次評価の結果について審議し、必要がある場

合には所定の手続を経て個別の評価を変更・訂正するなど行い、その議を経て第2次評価を確定し、各教員に通知する。

(7) 自己評価報告書および評価の概要は、研究科のホームページで公表する。

(8) 評価委員会は、とくに必要があると判断するときは、評価対象教員に対して意見をのべ、または助言をすることができる。また研究科長は、研究科・学部の運営において、教員から提出された自己評価報告書および委員会による評価結果を常に参考とする。

### Ⅲ 2017年度における評価の実施と結果の概要

今年度の定期的評価は、2015年4月1日から2017年3月31日までを評価対象期間とし、その期間に在職していた教員(退職者は除く)96名を対象として実施した。具体的には2017年7月中を締切として評価対象教員に自己評価報告書提出を依頼し、それをもとに第1次評価を行って(前期評価対象期間中は、学部では授業アンケートの実施が任意であったことから、授業アンケート結果は評価資料とはしなかった)、9月末にそれを確定した。そして10月に評価委員会を開催して第2次評価を確定し、それを同月末に評価対象教員に通知した。

評価結果の概要は以下の通りである。

- 期待される水準を上回る 12名
- 期待される水準にある 80名
- 期待される水準に一步及ばない 4名

以上の評価結果によれば、評価対象期間における評価対象教員の研究活動、教育活動、学内における管理運営業務、学外での学界および社会への貢献の4項目についての評価は、全体として、期待される水準にあるといえることができる。研究科としては今回の結果を踏まえて、教員の自己規律の維持と活動の外部への公表に引き続き努めていきたい。

### Ⅳ おわりに

教員の定期的評価は、今後は、3年に1度行う。ただ、経過的な措置として、次回の評価は2019年度(評価対象期間は2017年度および2018年度)に行い、その

後は、3年に1度の頻度で実施する(よって次々回は2022年度(評価対象期間は2019年度、2020年度および2021年度)となる。